

短期入所生活介護 南東北シルクロード館 重要事項説明書

当事業所は介護保険指定を受けています。
(指定 第 0772001004 号)

当事業所は利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービス
5. 事業所利用に当たっての留意事項
6. 利用料金
7. 利用料金のお支払い方法
8. 連帯保証人
9. 契約の終了について
10. 特別養護老人ホームの空床利用について
11. 身元引受人
12. 利用者の記録や情報の管理、開示について
13. 虐待の防止のための措置
14. 身体拘束等の適正化
15. 苦情の受付について
16. 事故発生の防止と発生時の適切な対応
17. 緊急時の対応
18. 非常災害対策
19. ハラスメント防止のための措置
20. 業務継続計画の策定等
21. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置
22. 認知症基礎研修の受講について
23. 勤務体制の確保等
24. 口腔衛生管理について
25. 掲示について
26. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減について
27. 合意裁判管轄について
28. 電磁的記録等

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 南東北福祉事業団
- (2) 法人所在地 福島県郡山市日和田町梅沢字丹波山 3-2
- (3) 電話番号 024-968-1010
- (4) 代表者氏名 理事長 渡邊 貞義
- (5) 設立年月 平成9年10月7日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成16年8月1日指定
0772001004号
- (2) 事業所の目的 要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供すること。
- (3) 事業所の名称 短期入所生活介護 南東北シルクロード館
建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階
建物の延べ床面積 5,419,1㎡
- (4) 事業所の所在地 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字池ノ上30-1
- (5) 電話番号 024-538-0081
- (6) 事業所長（管理者）氏名 伊東 喜之
- (7) 当事業所の運営方針
 - ・ 出来る限り、家庭的な生活が営めるように配慮致します。
 - ・ 利用者の自立を促す介護を致します。
 - ・ 生活に変化を持たせることが出来るよう、レクリエーションや娯楽に努めます。
 - ・ 心身の機能回復に努めます。
- (8) 開設年月 平成16年8月1日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～土 8:30～17:00

- (10) 利用定員 17人
- (11) 第三者評価の実施状況
 - 1. 実施状況：□有 ■無
 - 2. 実施年月日：
 - 3. 実施評価機関名称：
 - 4. 評価機関の開示状況：
- (12) 通常を送迎実施地域 川俣町、福島市、伊達市、二本松市、飯舘村、双葉郡浪江町
通常を送迎実施地域の境界を越えて行う送迎に要した交通費は、次の基準による額を徴収する。
境界から片道1キロメートルにつき50円
- (13) 併設事業
当事業所では、次の事業を併設して実施しています。
[介護老人福祉施設] 平成16年8月1日指定
[介護予防短期入所生活介護] 平成19年4月1日指定

[通所介護]	平成 16 年 8 月 1 日指定
[介護予防通所介護]	平成 19 年 4 月 1 日指定
一般財団法人 脳神経疾患研究所	
介護老人保健施設 リハビリ南東北川俣	
入所	平成 16 年 8 月 1 日指定
短期入所療養介護	平成 16 年 8 月 1 日指定
介護予防短期入所療養介護	平成 19 年 4 月 1 日指定
通所リハビリ	平成 16 年 8 月 1 日指定
予防介護通所リハビリ	平成 19 年 4 月 1 日指定
訪問リハビリ	平成 20 年 8 月 1 日指定

(14) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、全て1人部屋です。厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	17室	トイレ・洗面台・タンス・床頭台・エアコン完備
合計	17室	
デイルーム	2カ所	
機能訓練室	1室	
浴室	2室 (大浴場1室 個浴6個)	[主な設置機器] リフト浴、カトレア浴等の特殊浴槽
医務室	1室	

※ユニットケア方式…10名1グループ・小生活集団で構成され、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフが1人ひとりを深く理解し、寄り添う事で、その人らしい生活を支援します。
☆居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者、身元引受人及び連帯保証人等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

以下の職員は、指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 南東北シルクロード館の職員と兼務しております。

職種	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1名	1名	事業所従事者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う

2. 介護職員	21名以上	21名	利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行う
3. 生活相談員	1名以上	1名	利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行う
4. 看護職員	2名以上	1名	主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行う
5. 機能訓練指導員	1名以上	1名	利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またその減退を防止するための訓練を行う
6. 介護支援専門員	1名以上	1名	利用者に係る短期入所サービス計画（ケアプラン）を作成する
7. 医師	非常勤1名	必要数	利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行う
8. 栄養士または管理栄養士	1名以上	1名	利用者に提供する食事の献立作成、栄養計算、利用者に対し栄養に関する指導・助言、栄養ケア計画の作成を行う

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：4週7休、週36.8時間）で除した数です。

（例）週7.5時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（7.5時間×5名÷36.8時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週水曜日 13:00～16:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番： 7:00～15:30 7:30～16:00 8:00～16:30 3名以上 日勤： 8:30～17:00 1名以上 遅番：10:30～19:00 11:00～19:30 11:30～20:00 4名以上 夜勤：16:30～ 9:00 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番： 7:30～16:00 1名 日勤： 8:30～17:00 1名 遅番：10:00～18:30 10:30～19:00 1名
4. 生活相談員	日勤： 8:30～17:00
5. 機能訓練指導員	日勤： 8:30～17:00
6. 介護支援専門員	日勤： 8:30～17:00

※土日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービス

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

①短期入所生活介護計画の立案

事業所の介護支援専門員が、利用者、身元引受人及び連帯保証人等の意向を確認し、短期入所生活介護計画を作成し、説明及び同意の上、サービス提供を開始します。

②居室の提供

③食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床してデイルームにて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間の目安) 朝食：7：30～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～

④入浴

- ・入浴又は清拭を最低週2回行います。
- ・身体状況に応じて一般浴槽及び特殊浴槽を使用して入浴することができます。
- ・但し、発熱や病気などにより、入浴を中止する場合は清拭を行います。

⑤排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑥機能訓練

利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑦送迎サービス

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の送迎実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担頂きます。また、送迎サービスの希望が多数の場合には、ご希望に添えない場合もございますのでご了承下さい。

⑧その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

5. 事業所利用に当たっての留意事項

当事業所のご利用にあたって、事業所に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

①外出について

外出をされる場合は、事前にお申し出下さい。

②施設・設備の使用上の注意について

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

- ・故意に施設もしくは物品に損害を与えること、又はこれらを持ち出すことはできません。

③喫煙について

施設内外を問わず、サービス利用中は禁煙です。喫煙をした場合には、契約を解除します。

④禁止行為

- ・宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- ・暴言、暴力、セクシャルハラスメント等などで他の利用者などに迷惑を及ぼすこと
- ・事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- ・指定した場所以外で火気を用いること

6. 利用料金

重要事項説明書料金表参照

7. 利用料金のお支払い方法

料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月 20 日前後に請求書を発送いたします。請求額は翌月の月末までに (A) 金融機関口座振替、(B) 現金払い、(C) 振込みのいずれかの方法でお支払い下さい。支払期限はご請求月から2ヶ月までと致します。

8. 連帯保証人

利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとし、連帯保証人の負担は、極度額 550,000 円を限度とします。

9. 契約の終了について

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(1) 契約の終了について (自動終了)

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援 1～2 と判定された場合
- ③事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(2) 利用者からの中途解約・契約解除の申出

契約の有効期間中であっても、本契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

(3) 事業所からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者による、サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者、身元引受人及び連帯保証人等が、故意又は重大な過失により事業所、サービス従事者、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は、サービス従事者及び他の利用者等に対する暴力・暴言・セクシャルハラスメント等の著しい不信行為を行うことによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

10. 特別養護老人ホームの空床利用について

特別養護老人ホーム（長期入所）において入所者が入院・外泊等の理由にて一定期間利用しない場合には、入所者、家族から文書での同意を得て、空きベッドを短期入所者生活介護（ショートステイ）の利用者が使用することとします。

11. 身元引受人

身元引受人は、利用者の生活維持又は介護等に関する意見申述を行い、必要に応じて事業所と協議していただきます。

※身元引受人は連帯保証人を兼ねることができます。

12. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業所は関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに

応じてその内容を開示します。開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。

なお、記録の開示等について希望される場合は、所定の手続きをとっていただきます。

※保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。

※閲覧・複写ができる窓口業務時間は、毎週月曜日～土曜日 8:30～17:00 です。

1 3. 虐待の防止のための措置

事業所は、虐待防止を図るため、以下の措置を講じます。

○虐待防止に関する責任者

[職名] 施設長 伊東 喜之

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施します。
- (4) 前第1号から第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

1 4. 身体拘束等の適正化

事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施します。

1 5. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] 生活相談員

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30～17:00

※個人情報の取り扱いに関する苦情についても、同様の窓口（個人情報相談窓口）で受け付けます。

○苦情解決責任者

[職名] 施設長 伊東 喜之

○第三者委員

名前	住所	電話番号
佐藤 智子	伊達郡川俣町大字羽田字広町4	090-1063-4396
高橋 節	伊達郡川俣町字賤ノ田1-5	090-8257-9164

また、苦情受付ボックスを南東北シルクロード館内に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

川俣町役場保健福祉課	所在地 川俣町字五百田30 電話番号 024-566-2111
国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地 福島市中町3番7号 電話番号 024-528-0040
福島県運営適正化委員会	所在地 福島市渡利字七社宮111 電話番号・FAX 024-523-2943

16. 事故発生の防止と発生時の適切な対応

事業所は、事故の発生又は発生を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底します。
- (3) 担当職員に対し、事故防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施します。
- (4) 前第1号から第3号の措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- (5) サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市区町村、身元引受人及び連帯保証人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、入所者に故意又は過失が認められる場合には、入所者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

17. 緊急時の対応

- (1) 短期入所生活介護の提供を行っている時に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医または協力医療機関への連絡、ご家族への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。
- (2) 医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行います。

その他、サービス利用中の医療の提供については、基本的にはかかりつけ医を受診して頂くようになりますので、ご家族の対応をお願い致します。

① 協力医療機関

医療機関の名称	済生会川俣病院
所在地	伊達郡川俣町大字鶴沢字川端2-4
診療科	内科・胃腸科・外科・整形外科・眼科・(小児科)・泌尿器科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	二本松訪問歯科医院
所在地	二本松市油井字川原119番地の1
診療科	歯科

医療機関の名称	はら歯科口腔外科・嚥下 曾根田駅前
所在地	福島市曾根田町1 - 18 MAXふくしま3F
診療科	歯科

18. 非常災害対策

- (1) 事業所は非常災害に備えて必要な設備を設けるとともに、事業所のおかれた状況により、火災・風水害・地震その他の災害時の態様に応じ、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、少なくとも年2回以上は避難又は救出の訓練その他必要な訓練を行います。
- (2) 事業所は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

19. ハラスメント防止のための措置

事業所は、利用者、身元引受人及び連帯保証人等や職場において行われる性的な言動又は優先的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、担当職員の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じます。

20. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

21. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は感染症の予防及びまん延の防止のため、次の措置を実施します。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を年4回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施します。

22. 認知症基礎研修の受講について

介護に直接携わる従業員のうち、新たに採用した資格を有さない従業員は、採用後1年を経過するまでに認知症基礎研修を受講します。

23. 勤務体制の確保等

事業所は、入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めるとともに、施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めます。

24. 口腔衛生管理について

事業所は、利用者の入所時及び定期的な口腔衛生状態及び口腔機能の評価を実施します。

- (1) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、事業所の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行います。
- (2) (1)の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に計画を見直します

25. 掲示について

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示するとともに、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、ウェブサイトに掲載・公表します。

26. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減について

事業所は、特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、当該事業所における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する為の委員会を定期的に開催します。

27. 合意裁判管轄について

サービスの利用により生ずる権利義務に関する訴訟については、社会福祉法人南東北福祉事業団の住所地を管轄する福島地方裁判所郡山支部とさせていただきます。

28. 電磁的記録等

- (1) 事業所及び担当職員は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、副本その他文字、図形等、人の知覚によって認識する事ができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行う事が規定されている又は規定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識する事ができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行う事ができるものとします。
- (2) 事業所及び担当職員は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行う事が規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他、人の知覚によって認識することができない方法）による事ができるものとします。

指定短期入所生活介護
南東北シルクロード館 料金表

1. 当事業所が提供する基準介護サービス

介護保険施設サービス費（保険給付の利用者負担分／1日あたり）

※サービスの利用料金は、利用者の自己負担割合と要介護度により異なります。

※短期入所の利用限度日数を超える場合はサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

(1)基本部分

負担割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割	704円	772円	847円	918円	987円
2割	1,408円	1,544円	1,694円	1,836円	1,974円
3割	2,112円	2,316円	2,541円	2,754円	2,961円

(2)居住費・食費（1日あたり）

・施設が設定する金額

費目	
居住費（ユニット型個室）	2,066円
食費	1,750円

・特定入所者介護サービス費該当者（介護保険負担限度額認定）

費目	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
居住費（ユニット型個室）	880円	880円	1,370円	1,370円
食費	300円	600円	1,000円	1,300円

※居住費・食費に係る費用について、介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載された負担限度額となります。

※食事代は提供した分のみの支払いとなります。（朝食 560円・昼食 630円・夕食 560円）

(3)加算利用料（単位数：円）

費目		負担割合			内容
		1割	2割	3割	
機能訓練体制加算	1日	12	24	36	常勤の機能訓練指導員を配置
個別機能訓練加算	1日	56	112	168	専従の機能訓練指導員が個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を提供している場合
看護体制加算(I)	1日	4	8	12	常勤の看護師1名以上配置

看護体制加算(Ⅱ)	1日	8	16	24	看護職員が配置基準より1名以上配置
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日	22	44	66	①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士35%以上
短期送迎加算	1回	184	368	552	送迎を行った場合(片道)
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	1日	18	36	54	夜勤職員が配置基準より1名分以上上回る場合
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	1日	20	40	60	①必要配置人数を1名以上上回って夜勤職員を配置 ②喀痰吸引等実施可能な職員の配置
療養食加算	1食	8	16	24	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合(1日3回を限度)
若年認知症入所者受入加算	1日	120	240	360	若年性認知症の方の受け入れを行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日	200	400	600	医師が在宅生活が困難と判断した方の緊急受入を行った場合(7日を限度)
緊急短期入所受入加算	1日	90	180	270	緊急で短期入所受入を行った場合(7日を限度。やむを得ない場合は14日)
在宅中重度者受入加算					訪問看護に健康上の管理等を行わせた場合
	1日	421	842	1,263	看護体制加算Ⅰ算定
		417	834	1,251	看護体制加算Ⅱ算定
		413	826	1,239	看護体制加算Ⅰ及びⅡ算定
		425	850	1,275	看護体制加算を算定していない
看取り連携体制加算	1日	64	128	192	看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合(死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度)
長期利用者減算(31日～60日)	1日	-30	-60	-90	連続して31日～60日、同一事業所に入所している場合
長期利用者減算(61日以降)	1日	要介護1			連続して61日以上、同一事業所に入所している場合
		-34	-68	-102	
		要介護2～5			
		-32	-64	-96	
口腔連携強化加算	1月	50	100	150	歯科専門職と連携し、口腔内の評価及び関連機関への情報提供を行った場合
身体拘束廃止未実施減算	1日	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算			
高齢者虐待防止措置未実施減算	1日	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算			
業務継続計画未策定減算	1日	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算			

生産性向上推進体制加算(I)	1月	100	200	300	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)の要件を満たし、業務改善の取り組みによる成果が確認されていること、職員間の適切な役割分担、見守り機器の複数導入や1年以内ごとに1回効果を示すデータの提供を行った場合
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1月	10	20	30	委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること、見守り機器等を1つ以上導入、1年以内ごとに1回効果を示すデータの提供を行った場合
介護職員等処遇改善加算(I)	1月	算定単位数の14%に相当する単位数			

※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

※ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既の実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

2. 介護保険サービスの給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

費目	金額	備考
複写物	白黒：10円/1枚 カラー：50円/1枚	記録の閲覧・開示時
理美容代	メニューにより異なる	希望時
キャンセル料	1,750円	利用予定日の前日17時までに申し出がなかった場合